資料１

第２期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会設置要綱

（設　置）

第１条　鳥取市の中心市街地再生のための次期計画である「第２期鳥取市中心市街地活性化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するため、「第２期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成）

第２条　委員会は、有識者、住民代表、商業者、文化・観光・福祉関係者等の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

（検討事項）

第３条　委員会は、基本計画を策定するため、次の事項について検討を行う。

（１）現行計画の各項目に沿った、基本計画の方針、区域、目標等

（２）鳥取駅周辺再生基本構想・計画を踏まえた、各種施策・事業メニュー

（３）現本庁舎周辺地域の活性化・跡地活用に関する基本方針を踏まえた、各種施策・事業メニュー

（４）その他、基本計画の策定に関すること。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から平成２４年１２月３１日までとする。

（役　員）

第５条　委員会に、次の役員を置く。

（１）　委員長　　１名

（２）　副委員長　２名

（役員の選任）

第６条　役員は、委員会において委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第７条　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会　議）

第８条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長がこれにあたる。

３　委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。

４　議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
５　委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。

（会議の公開）
第９条　委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席構成員の３分の２以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

（専門部会）
第１０条　委員長は、委員会を円滑に運営し、専門的事項を検討させるために、専門部会を設置する。
２　専門部会は、「鳥取駅周辺地域・商業交通検討部会」並びに「鳥取城跡周辺地域・居住交流検討部会」とする。
３　専門部会は、委員と、市長が委嘱する専門委員で構成する。
４　専門部会に部会長と副部会長をおき、部会長は副委員長をもって充てる。
５　副部会長は部会長が指名する。
６　専門部会の会議については、前３条の規定を準用する。この場合において、前３条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員会」とあるのは「専門部会」と読み替える。
７　専門委員の任期は、委嘱の日から平成２４年１２月３１日までとする。

（事務局）
第１１条　委員会と専門部会の事務局は、鳥取市都市整備部中心市街地整備課が担当する。

（有効期間）
第１２条　この要綱の有効期間は、第４条に定める委員任期が終了するまでとする。

（補 則）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が、専門部会の運営に関し必要な事項は専門部会が、これを定める。

附　則
この要綱は、平成２４年５月８日から施行する。